

八監第26号
平成26年8月4日

* * * * * 様

八戸市監査委員 白川文男

八戸市監査委員 小原隆平

八戸市監査委員 吉田博司

住民監査請求について（通知）

平成26年6月26日付けで提出された地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条の規定に基づく住民監査請求について、下記のとおり通知します。

記

本件請求は、以下の理由により地方自治法第242条第1項に規定する住民監査請求の要件を具備していないものと判断し、却下する。

1 請求の要旨

本件住民監査請求における請求の要旨は、以下のとおりであると判断した。

平成23年5月、八戸市是川考古館及び歴史民俗資料館に収蔵されていた国指定重要文化財である青森県是川遺跡出土品（昭和37年2月2日指定）633点のうち、土器6点の所在が不明であることを知りながら、平成25年6月に至るまで所属長である八戸市教育長に報告をせず、また、八戸市長への報告も怠り、土器6点、土偶5点の重要文化財11点を亡失したのは八戸市財務規則（昭和54年八戸市規則第1号）第267条の規定に違反している。さらに、適切な管理を怠り、重要文化財11点を亡失させたのは、八戸市の財産に損害を与えてのことから、八戸市長に代わって＊＊＊＊＊である＊＊＊＊＊に対し、同規則第194条第2項の規定に基づく損害賠償を求める。

2 地方自治法第 242 条の要件に係る判断

地方自治法（以下「法」という。）第 242 条第 1 項の規定によれば、住民監査請求は、当該普通地方公共団体の長若しくは委員会若しくは委員又は当該普通地方公共団体の職員について、違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担（以下「財務会計上の行為」という。）があると認めるとき、又は違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実（以下「怠る事実」という。）があると認めるときに、住民が監査委員に対し、当該財務会計上の行為を防止し、若しくは是正し、若しくは当該怠る事実を改め、又は当該財務会計上の行為若しくは怠る事実によって当該普通地方公共団体のこうむった損害を補填するため必要な措置を講ずべきことを求めることができる制度とされている。

本件請求の前段において、「平成 23 年 5 月の時点で重要文化財である土器 6 点が所在不明であることを知りながら、その紛失について平成 25 年 6 月まで教育長及び市長へ連絡を怠ったことは八戸市財務規則に違反する」旨の請求人の主張については、八戸市財務規則第 267 条の現金、物品等の亡失等の事故報告の規定に基づく手続きに関して、重要文化財を物品に準ずるものとした場合、事故報告自体は一般的な行政事務の行為にすぎず、法第 242 条第 1 項に規定する住民監査請求の対象となる財務会計上の行為又は怠る事実にあたらないものである。また、事故報告は重要文化財亡失後に執るべき手続きであり、事故報告を怠ったこと 자체が重要文化財亡失の原因となるものではない。

次に、本件請求後段の「適切な管理を怠り、11 点の重要文化財を亡失したことは市の財産に損害を与えていていることから＊＊＊＊＊に損害賠償を求める」という点についてみると、法第 242 条第 1 項に規定する住民監査請求においては、対象とする財務会計上の行為又は怠る事実を他の事項や行為から区別し、特定認識できるように個別的、具体的に摘示することを要し、監査請求書及びこれに添付された事実を証する書面、その他の資料等を総合しても、監査請求の対象が具体的に摘示されないと認められるときは、当該監査請求は不適法であるとされている。（平成 2 年 6 月 5 日 最高裁判決を参照）

これに照らしてみると、請求人は重要文化財を亡失させたことが市に損害を与えていた旨主張しており、事実証明書により亡失したこと自体は明らかであるが、11 点の重要文化財それぞれの亡失時期が特定されておらず、また、それぞれの重要文化財が亡失した際の管理状況が具体的にどのような状況にあり、どのように亡失したのかも明らかにされておらず、請求人の主張は、本市職員が重要文化財の管理を怠ったために亡失させたと主張するに止まっていて、個別的、具体的に財務会計上の行為又は怠る事実を証明するものとはなっていない。

確かに、貴重な文化遺産である重要文化財を亡失したことは、本市にとって損失と言えるが、上記により本件請求は、法第 242 条第 1 項の要件を欠いており、不適法であると判断せざるを得ない。